



税

税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納対策室
☎476-1111(115・116)

◆不動産を公売します

町では、滞納処分の一環として不動産を公売し、町税に充てます。



		公売財産の名称および所在地等	数量 (㎡)	見積価格 (円)	公売保証金 (円)
公売財産 公売保証金 見積価格	売却区分 の番号 29 - 1	【土地】			
		大崎町永吉字中段 8358 番 (宅地)	910.00		
		大崎町永吉字中段 8359 番 (宅地)	2926.95		
		大崎町永吉字中段 8360 番 (宅地)	2524.00		
		大崎町永吉字中段 8363 番 2 (雑種地)	1408		
		大崎町永吉字中段 8364 番 (雑種地)	462	26,200,000	2,620,000
		【建物】			
		大崎町永吉字中段 8360 番 (ホテル 3 階建)	計 848.75		
		大崎町永吉字中段 8359 番の 2 (会館)	503.07		
		大崎町永吉字中段 8359 番の 2 (控室)	86.64		
大崎町永吉字中段 8359 番の 1 (店舗)	675.20				

- 【入札日】 9月28日(木) 【入札会場】 大崎町役場 2階応接室
- 【受付】 9:30～9:55 【公売方法】 入札方式
- 【入札】 10:00～

■その他注意事項等

- 1) 公売保証金については9月22日(金)までに本町指定口座に振り込むこと。
- 2) 不動産公売では、落札者に対して落札決定通知を交付し、当該地は現状渡しとします。なお、町は瑕疵担保責任など一切負いません。
- 3) 権利移転に伴う費用は、買受人の負担とします。(移転手続きについては町が行います。)
- 4) 内覧会は行いません。現地の確認などは各自でお願いいたします。
- 5) 当日の申し込みは受け付けできません。
※詳細については大崎町ホームページでご確認ください。